



情報部分開示決定通知書

取議発第21号
令和4年6月3日

様

取手市議会議長 金澤克仁



令和4年5月21日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部について開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合には、審査請求をし、及び処分の取消しの訴えを提起することができます。詳細については、裏面をご覧ください。

請求に係る情報の名称、内容	1991年、旧藤代町議選で発覚した石井章議員の選挙不正をめぐる旧藤代町議会の議事録や文書（辞職勧告決議など）
開示の日時及び場所	郵送
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input checked="" type="checkbox"/> 送付希望 <input type="checkbox"/> 視聴 ※該当するところに、○印をつけます。
開示することができない部分及び理由	1 開示することができない部分の概要 別紙目録No.3の平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会会議録（平成3年10月4日）のうち秘密会の議事に関する部分 2 理由：取手市情報公開条例第7条第1項第4号及び第7号に該当別紙目録No.3に記載した開示することができない理由のとおり
所管課	茨城県取手市役所 議会事務局 郵便番号：302-8585 連絡先住所：茨城県取手市寺田5139 電話番号：0297-74-2141（内線1801）
備考	

- 注意
- 1 情報の開示を受ける場合は、この通知書を持参してください。
 - 2 当日都合が悪い場合には、あらかじめ電話等で所管課まで連絡してください。

裏面

この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合の教示

[審査請求に係る教示]

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求することができなくなります。

[処分の取消しの訴えに係る教示]

この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、取手市を被告として（訴訟において取手市を代表する者は、取手市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

